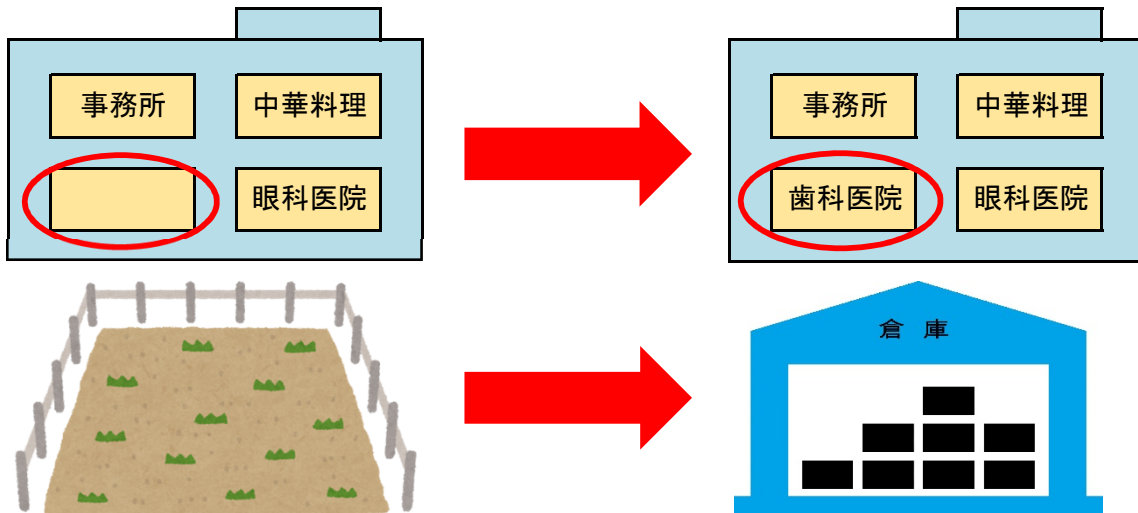


防火対象物の使用開始(変更)の届出！

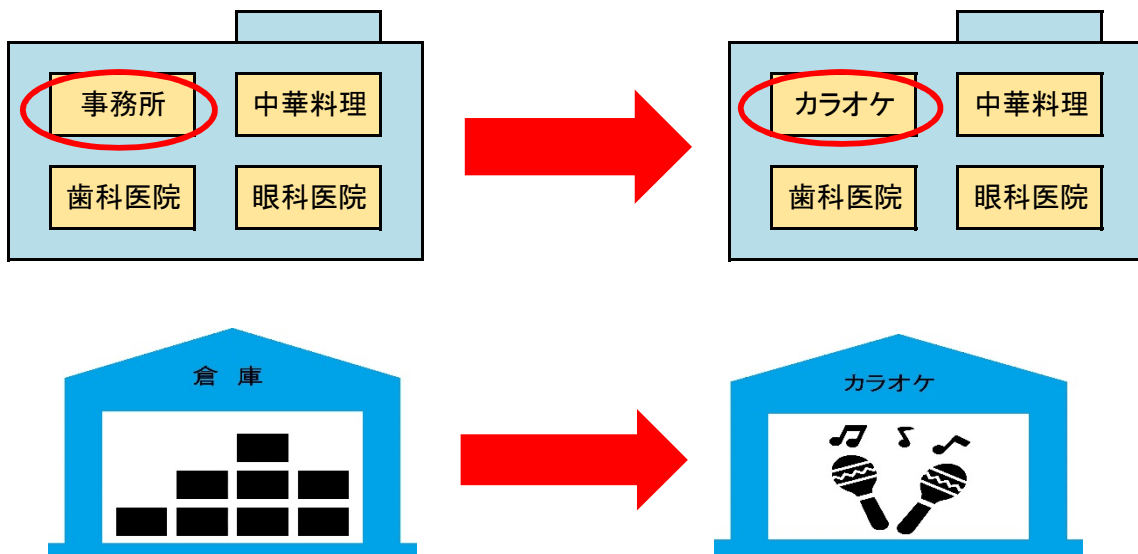
建物や建物の一部をこれから使用しようとする方は、使用を始める7日前までに防火対象物使用開始届を消防署に届け出なければなりません。
防火対象物の使用形態を変更する場合についても届出が必要です。

届出が必要な場合(例)

・建物や建物の一部を新たに使用する場合



・使用形態を変更する場合



どうして届出が必要・・・！？

防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門的な立場から消防用設備等の設置状況等を事前に審査・指導することができます。
消防本部が所有する地図情報に登録し、消防車両の出動に役立てます。

相生消防署
たつの消防署
宍粟消防署
太子消防署
佐用消防署

0791-23-7119
0791-63-3511
0790-62-0119
079-276-1191
0790-82-3872